

2019/09/02 東京都自立支援協議会

令和元年度 地域自立支援協議会交流会

**どうすれば、私たちは「声なき声」をきけるか
～みんなで考え、良い事例を共有しよう～**

- * ミニシンポジウムのまとめ
- * グループ討議①②の趣旨と進め方

東京都自立支援協議会会長
岩本操(武蔵野大学)

(自立支援)協議会とは

地域の関係者が集まり、
個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、
その課題を踏まえて、地域における障害者等の支援体制の整備を進めていく
協議・活動の“場”

つまり…
誰のための？ 何のための？

自立支援協議会設置の経緯

- 平成17年 障害者自立支援法

地域生活支援事業における相談支援事業が市町村の必須事業へ
「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため会議の設置」(法施行規則第65条の10)
⇒自立支援協議会

- 平成22年 障害者自立支援法改正

- ・自立支援協議会に法的根拠を設ける(法第89条の2)
- ・地域の相談支援体制の強化を図るため、市町村に基幹相談支援センターを設置
⇒相談支援体制の充実

- 平成24年 障害者総合支援法

- ・名称の変更:地域の実情に応じて変更できるよう協議会に改める
- ・構成員:障害者等及びその家族が含まれる旨を明記
- ・協議会設置の努力義務(設置するよう努めるものとする) (法89条の3)

平成18年厚生労働省告示第395号(平成21年一部改正)より抜粋 「相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。

当事者不在？

このため、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要である。

誰の困いごと？

その際、地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

障害者総合支援法における 「協議会」の位置づけ(平成24年)

(協議会の設置)

- **第89条の3** 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- **2** 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(市町村障害福祉計画)

- **第88条第9項** 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

自立支援協議会における「当事者」の役割

【要望する人】から



【提案する人】【協働する人】へ

- * 協議・活動に多様な視点やアイデアを提供する存在
- * 当事者の日常生活から地域を見る機会となる存在
- * インフォーマルな資源に関する豊富な知識・経験の持ち主



さまざまな創意工夫の源になる

⇒協議会に「当事者」の力を活用する意義

ミニシンポジウムから

→ 2つのグループ討議へ

グループ討議①

他の区市町村の参加者との交流・意見交換

協議会における当事者の参画やさまざまな当事者の意見集約に向けて

- ※各地域の現状、取組みや工夫点、配慮事項などを互いに共有する。
- ※協議会での当事者の活動の推進や、当事者の多様な意見を協議会活動に反映させるための【アイデア】や【ヒント】を出し合う。

グループ討議②

同じ区市町村のメンバーでの話し合い

「振り返りシート」に記載

※グループ討議①の討議内容を共有する。

自分たちの協議会の特徴を活かした理想の形をイメージする。
その理想の形に近づくために「まずできること(取り組むこと)」を考える。

グループ討議のポイント

- 地域ごとの「違い」で終わらせず、そこから自分たちの協議会の特徴をつかむ。
- 多様な意見やアイデアから、自分たちが活用できそうな「ヒント」を探す。
- 「できない理由」や「難しいこと」をあげたらきりがない。その思考に【ストップ】をかける。
- 理想への道は「小さな一歩」の積み重ね。現実的な一歩(できること)を考え(実行し)、一歩で終わらせない思いを仲間と共有する。